（記載上の注意）

１．「高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額」に関する参考書類として、第16条第７号に掲げる書類を添付すること。

２．「高額電子移転可能型前払式支払手段の種類」は、発行する高額電子移転可能型前払式支払手段の種類の番号を○で囲むこと。

３．残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合には、①残高譲渡型前払式支払手段に係る額は、移転に当たり移転元の前払式支払手段記録口座から減少する額を記載すること。

４．第５条の２第１項第２号の「残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるもの」に該当する番号通知型前払式支払手段を発行する場合には、それに係る額を②番号通知型前払式支払手段に係る額の（　）書きに記載すること。

５．発行する高額電子移転可能型前払式支払手段が複数ある場合には、その名称ごとに記載すること。

６．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第１面の次に添付すること。

（第２面）

11．高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

⑴　システムの概要